

万一に備えて…

預けて安心！

緊急時 安否確認 (かぎ預かり)事業

利用のご案内



万一、鍵を紛失された時も安心です。
(協力員に連絡してください。協力員に鍵をお預かりしている施設まで、受け取りに行ってください)

令和元年 7 月 1 日

この事業に関するお問い合わせは

豊能町社会福祉協議会 電話 072-738-5370

まで、お気軽にどうぞ

◎ 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業とは…

「おとなりの様子がおかしい。10日ほど前から姿をみかけないし、洗濯物も干しっ放しになっている…。大丈夫かしら…。鍵がかかっているのです、中までのぞけないしねえ～。」

このように、近隣の人たちが心配しても、鍵がかかっている場合は勝手に他人の家の中に入り、元気にされているかどうか確認することが出来ません。その結果、発見が遅れ、孤立死という不幸な事故につながる場合も出てきます。

緊急時安否確認事業（以下「かぎ預かり事業」という。）は、このような不幸な事故を未然に防ぐことを目的として、事前に玄関の鍵をお預かりし、様子がおかしいと思われるときに、鍵を使って家屋内に入り安否を確認するという仕組みです。

この取り組みは、社会福祉協議会・地区福祉委員会、民生委員児童委員と町内協力施設（のせの里、祥雲館）が協働して実施しています。

◎ 事業の利用は「任意」です。ご自身の意思でお申し込みください

この事業は、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としています。この事業への申し込みは強制ではありません。ご自身で判断して利用するか否かを決めて頂くものです。

◎ ご利用に際しては、「同意」して頂くことが必要です

かぎ預かり事業で鍵を使って家屋内に入るとき、その場で本人の「同意」を得ることは出来ません。

そこで、お申し込みの際に、以下の件に関して必ず予め同意して頂くことが必要となりますのでご了承ください。

【同意事項】

- 1 誰がこのかぎ預かり事業を利用されているかを知っておく必要のある下記の機関等に、利用者名簿をお知らせすることに同意して頂きます。
 - ① 社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会
 - ② 申込者の居住地地域を担当する協力施設
 - ③ 申込者の居住地が該当する地区福祉委員会、民生委員児童委員
 - ④ 豊能町生活福祉部健康増進課
 - ⑤ 申込者が利用されているケアマネジャー（ご利用されている場合のみ）
 - ⑥ 申込者の居住地地域を担当する自治会協力員（状況に応じて）
- 2 鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する「緊急時の目安」（4頁）に同意して頂きます。
- 3 かぎ預かり事業では思わぬ事態も想定されます。場合によっては、結果的に申込

者の不利益になる下記のようなことも想定されますが、これらのことに関して、かぎ預かり事業の実施に関わる一切の機関・個人は、いかなる責任も負わないことに同意して頂きます。

- ①家屋内に入った時点で、すでに利用者が死亡されていた。
- ②緊急時安否確認の際に、利用者宅の器物を誤って破損した。
- ③緊急時と判断し家屋内に入ったが、緊急時ではなかった。

◎ お申し込みの手続き・手順

かぎ預かり事業の仕組み・内容の説明を受けられて、十分に納得されてから、申込書に必要事項をご記入いただき、下記の要領で手続きをすすめてください。

【手続きの流れ】

- 1 申込書の「親族代表欄」への署名に関して、親族がおられない方は記入頂く必要はありません。その他、この欄への記入についてご質問がありましたら、お気軽に豊能町社会福祉協議会にご相談ください。
- 2 申込書の「緊急時の連絡先」は必ずご記入ください。この欄にお名前のある方には、緊急時に、本人に代わって各種の判断をしていただく場合があります。
- 3 申込書と鍵は、社会福祉協議会職員が受け取ります。職員証を提示しますのでご確認ください。もし、職員証の提示がない場合は、提示を求めてください。（職員証を提示しない者には、申込書や鍵は渡さないでください）。
- 4 申込書と鍵を受け取りましたら、鍵は申し込まれたご本人の前で、封入袋に入れて糊付けし封印します。この状態で保管しますので、封をやぶらない限り、鍵を使用できない状態であることを確認してください。

◎ ご利用にあたってのお願い

今回取り組むかぎ預かり事業は、全国に先駆けて「鍵を事前に預かり」、「日常の声かけ見守り活動と連動」したかたちで、「様子がおかしい」と思われる時に、「鍵を使って家屋内に入って」安否確認をするという仕組みです。

この仕組みがうまく機能し、居宅内で突然の病気やケガで動けなくなり、外部と連絡のとれなくなったひとり暮らし高齢者を、早期に発見することができれば、孤立死をなくしていくことができます。

そこで、このかぎ預かり事業が緊急時に役立つよう、下記の項目を心がけて頂きますようお願いいたします。

【心がけて頂きたい事項】

3日以上、旅行などで家を空けられるときは、ご近所の方や民生児童委員等に、留守にされることをお伝えいただくようお願いいたします。

家を空けられることがわかっていれば、緊急時と勘違いして安否確認に入るといった間違いをしないで済みます。

◎ 解約の手続き

かぎ預かり事業をご利用されていたが、事情により解約される場合は、解約申請書をご提出頂くこととなります。

まずは、社会福祉協議会へご連絡ください。

◎ 鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する「緊急時の目安」

利用者の方が、普段にはなかった以下のような状況（下記①～⑩）が続いており、外部より呼び鈴や玄関の扉を叩くなどして呼びかけても応答がないため、利用者が居宅内において何らかの事情（ケガや病気など）で、外部との連絡が取れない状況にあると考えられ、かつ、緊急時連絡先などに連絡しても利用者の現状確認がとれない場合を、緊急時の判断目安とします。

- ① 遠方に住む親族から緊急の安否確認の要請があったとき
- ② 助けを呼ぶような声を聞いた
- ③ 通常聞こえる生活音（テレビや洗濯機、エアコン等の音）が聞こえない
- ④ 福祉サービス利用時（ヘルパー、配食等）に、いつになく応答がない
- ⑤ 夜通しテレビの音が聞こえているが居住者の声や姿を見かけない
- ⑥ 部屋の灯りが昼間も点けっぱなしになっている
- ⑦ 部屋の灯りが夜になっても点かない
- ⑧ 新聞や郵便物がポストにたまっている
- ⑨ 洗濯物が何日も干しっぱなしになっている
- ⑩ 異臭がする